

議 第 7 号

義務教育の一層の充実を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
教育未来創造担当大臣

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国は、義務教育の機会均等とその水準確保のため、義務教育費国庫負担制度により教職員給与費の一部を負担するとともに、小学校における35人学級の計画的な整備によって少人数教育を推進している。

一方、学校現場では、把握が困難で深刻化しやすいSNS上でのいじめや、様々な要因・背景によって不登校となる児童生徒への適切な支援等、教職員において個々の児童生徒の置かれている状況に応じた丁寧な対応を求められる機会が増加している。

教職員が児童生徒への対応を含めた学校現場の多様化・複雑化する課題の解決を図りながら、きめ細かな教育を行っていくためには、安定した財源の下に教職員を十分確保するとともに、児童生徒一人ひとりと向き合うことのできる環境が必要不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、義務教育の質を確保し、全ての児童生徒に行き届いた教育を実現するため、義務教育費国庫負担制度を引き続き堅持するとともに、少人数学級を更に推進するなど、義務教育の一層の充実を図るよう強く要請する。